

文京区指定文化財の追加指定について

文京区教育委員会は、文京区文化財保護条例（平成4年3月31日条例第28号）第20条第1項の規定により、「護国寺日記 2冊」及び「麟祥院文書 3,113点」の文京区指定文化財への追加指定について、文化財保護審議会に諮問し、調査・審議の結果、追加指定に相応しい貴重な文化財であるとの建議を受けた。これを受け、令和6年第1回教育委員会臨時会において、文京区指定文化財に追加指定することを決定した。

1 護国寺日記について

(1) 種別

有形文化財（古文書）

(2) 追加指定後の員数

255冊

(3) 経緯及び概要

護国寺には、護国寺役者が書き継いだ役務日記である「護国寺日記」が伝来する。年代は元禄10年（1697）から宝暦8年（1758）まで、一部欠本があるものの、253冊が昭和51年11月1日に文京区指定有形文化財（古文書）に指定されている。

今回、追加指定をする2冊は、1冊が元文2年（1737）正月6日の後半から同年2月20日にかけてのもの、もう1冊は宝暦3年（1753）正月1日から10日にかけてのものである。いずれもこの期間の護国寺日記は欠本の扱いであったため、新たに確認された2冊はこの欠を補う意味で大変貴重なものである。

(4) 指定理由

昭和51年11月1日付指定の護国寺日記253冊に、新たに確認された2冊の未指定の護国寺日記を加え、員数を255冊とし、一体的な保護を図るため。

(5) 告示日

令和6年3月1日

(6) 所有者

宗教法人護国寺（大塚五丁目40番1号）

(7) 所蔵先

大塚五丁目40番1号 護国寺

2 麟祥院文書について

(1) 種別

有形文化財（古文書）

(2) 追加指定後の員数

4,342 点

(3) 経緯及び概要

「麟祥院文書」は、徳川家光の乳母・春日局が開基となって寛永元年（1624）に湯島に創建された臨濟宗妙心寺派の寺院である天沢山麟祥院に伝来した古文書群で、令和4年3月1日に1,229点が区指定文化財となっている。

今回、追加指定をする3,113点には、春日局や歴代住職の法要に関するもの、近代における境内地の再編に関するもの、寺院運営に関するもの、戦後の復興に関するものなどが含まれ、既指定分を補完するきわめて貴重な史料群である。

(4) 指定理由

令和4年3月1日付指定の麟祥院文書1,229点に、新たに確認された3,113点の未指定の麟祥院文書を加え、員数を4,342点とし、一体的な保護を図るため。

(5) 告示日

令和6年3月1日

(6) 所有者

宗教法人麟祥院（湯島四丁目1番8号）

(7) 所蔵先

湯島四丁目1番8号 麟祥院

3 周知方法

区報及び文京区教育だより「きあら」に掲載する。

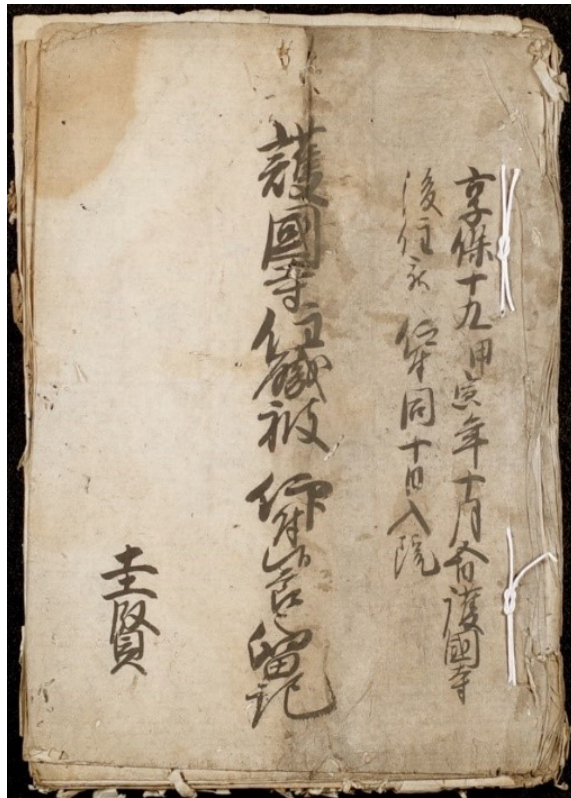


写真 1 - 1 護国寺住職被仰付候節之留記 (享保 19 年) 表紙 (1 紙目表)

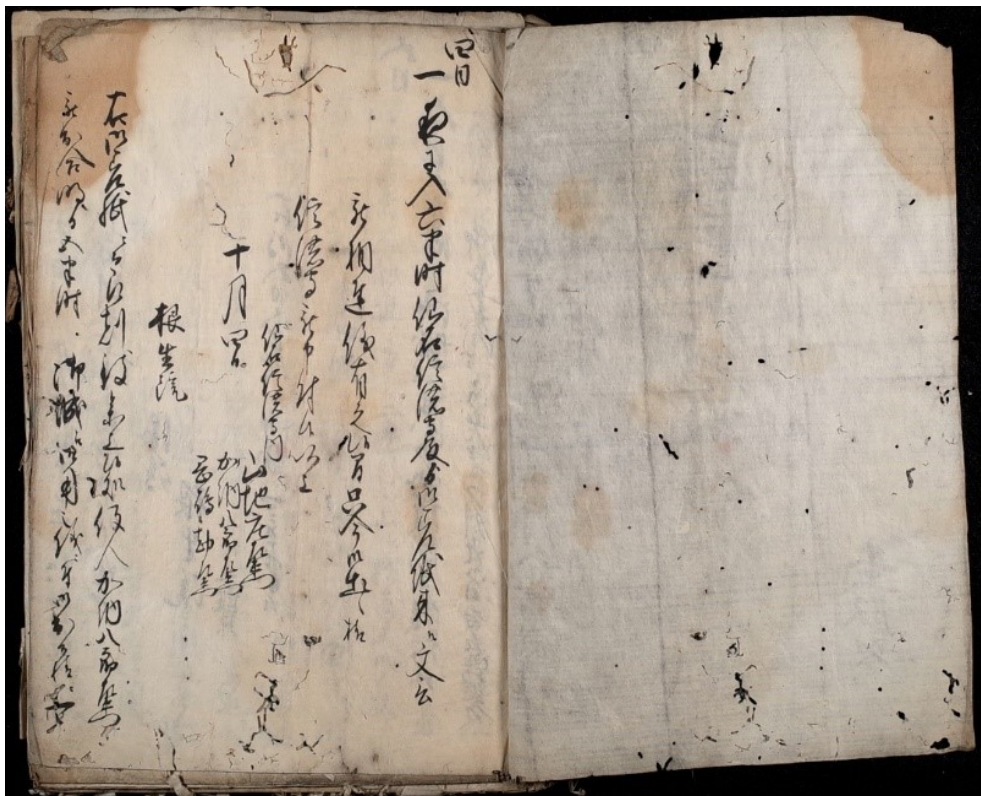


写真 1 - 2 護国寺住職被仰付候節之留記 本文冒頭 (2 紙目表)

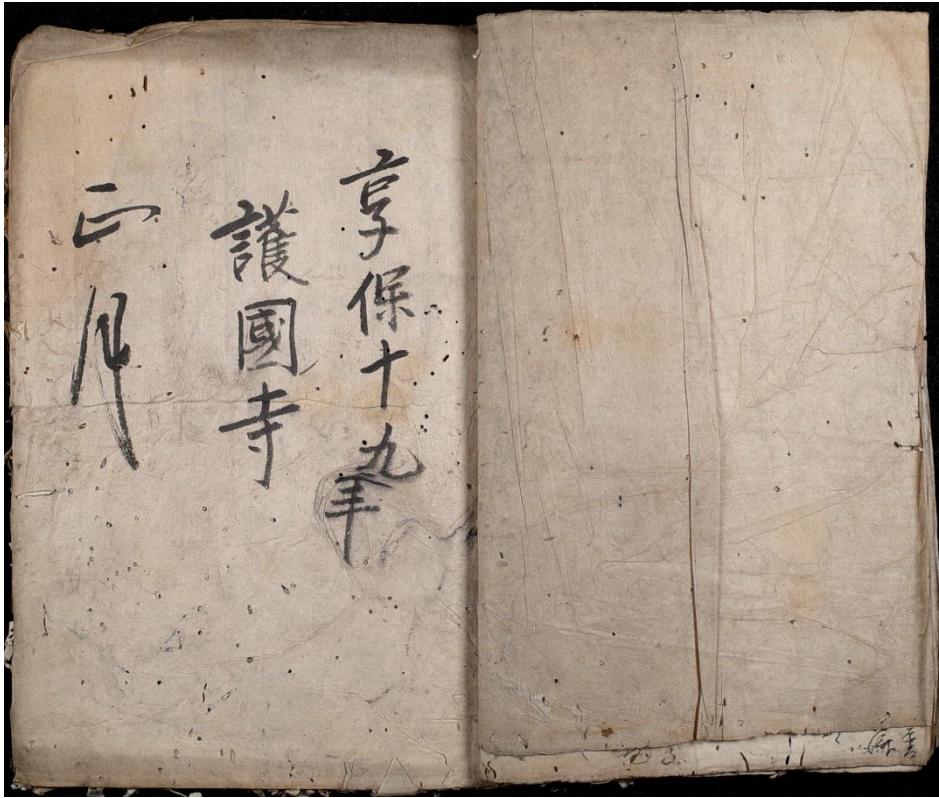


写真 1 - 3 元文 2 年護国寺日記 後補表紙 (10 紙目表)

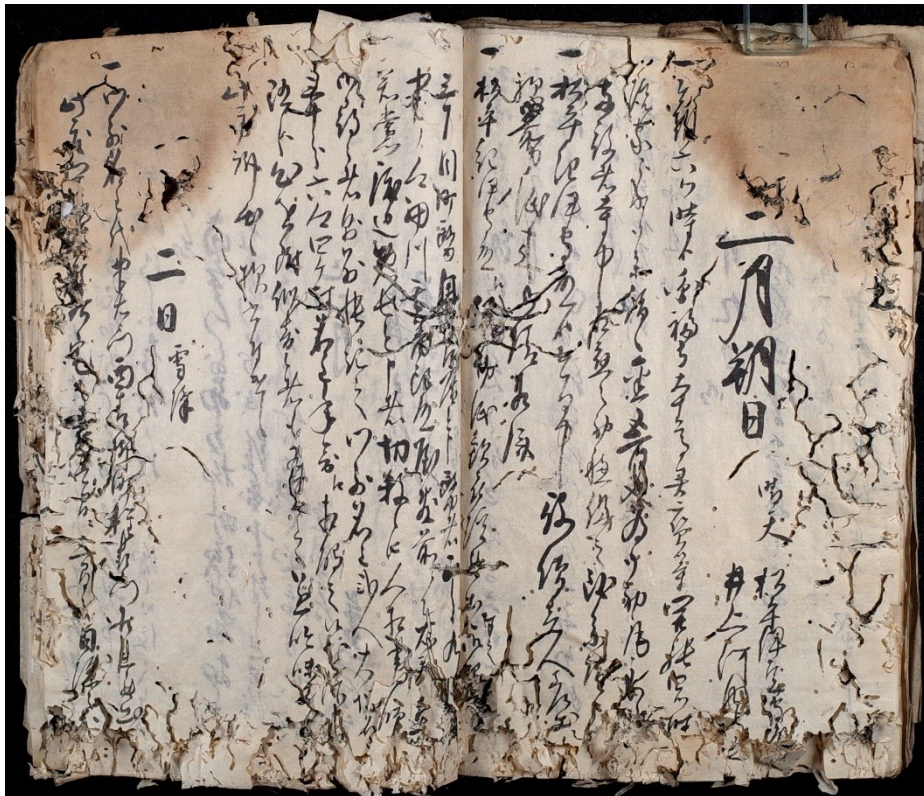


写真 1 - 4 元文 2 年護国寺日記 元文 2 年 2 月 1 日・2 日条

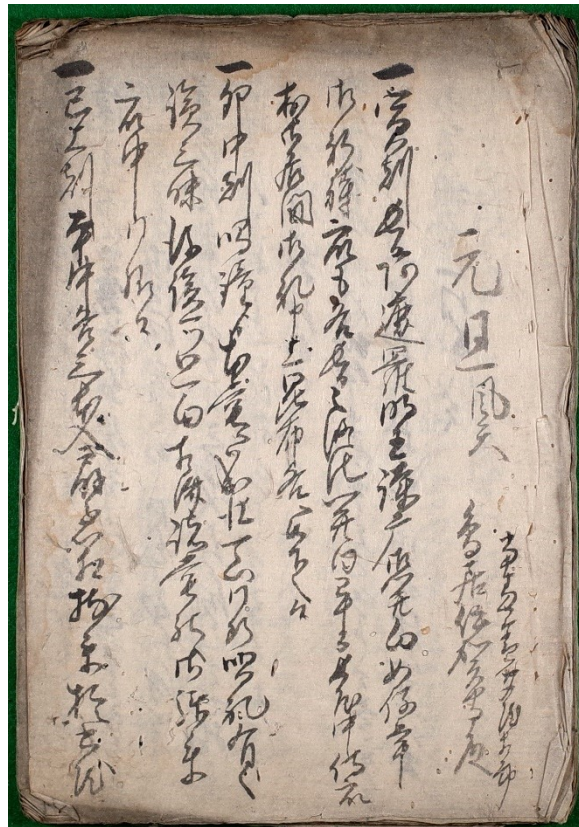


写真 1 - 5 宝暦 3 年護国寺日記 冒頭 (1 紙目表)

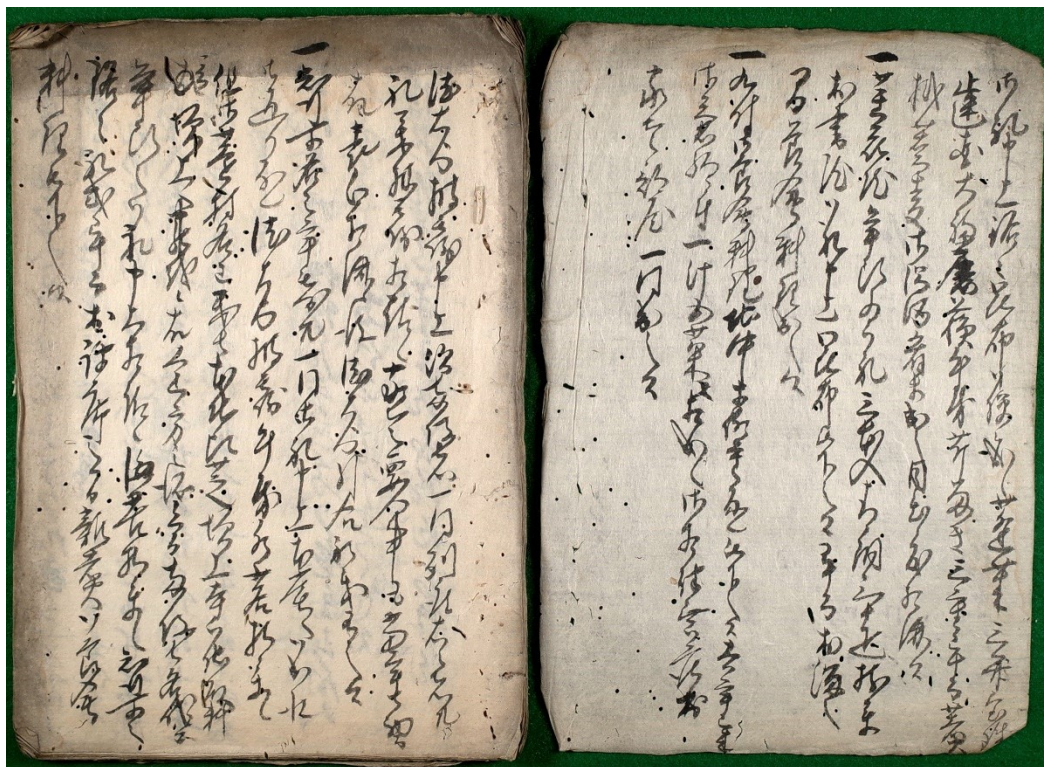


写真 1 - 6 宝暦 3 年護国寺日記 1 紙目裏・2 紙目表

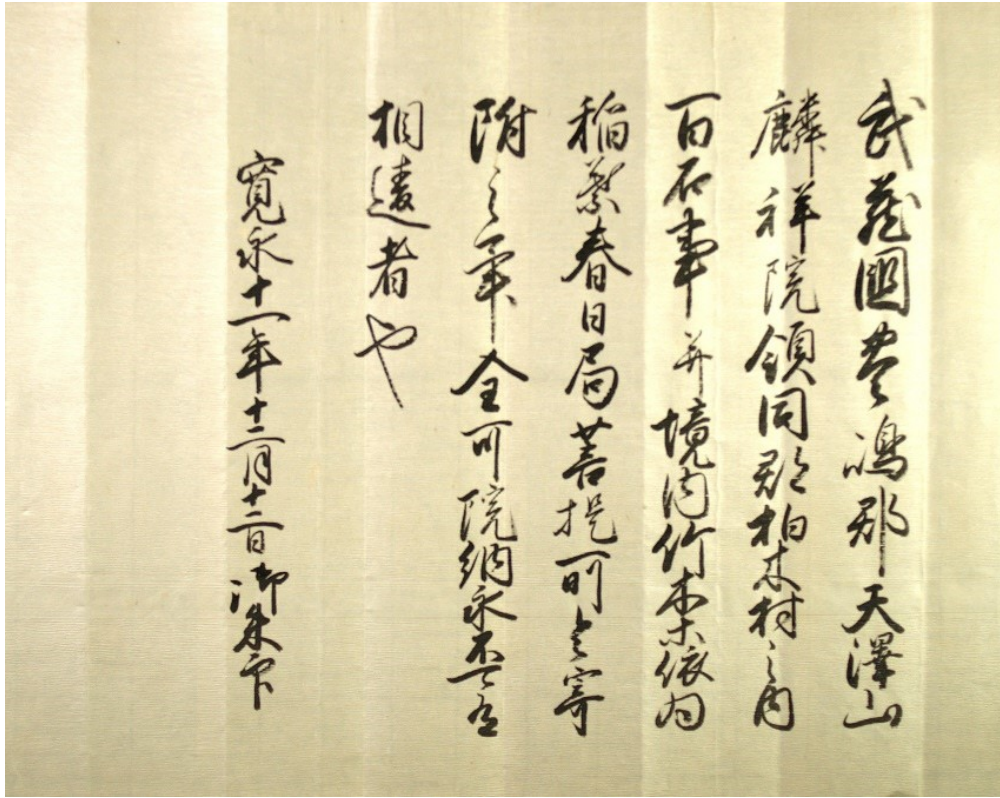


写真 2 - 1 德川家朱印状写 寛永 11 年 (1634) 12 月 12 日 整理番号：別置 03-1-1

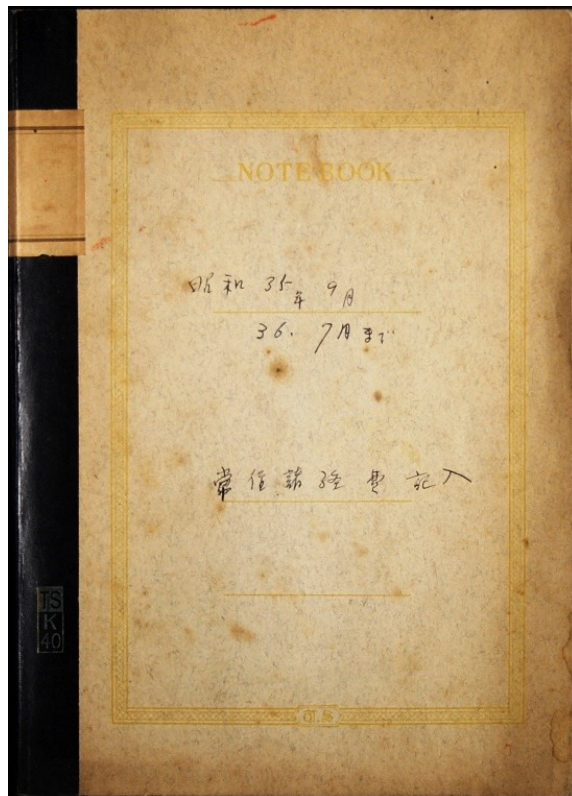


写真 2 - 2 常住諸経費記入 昭和 35 年 (1960) 9 月～翌年 7 月 整理番号：C-090

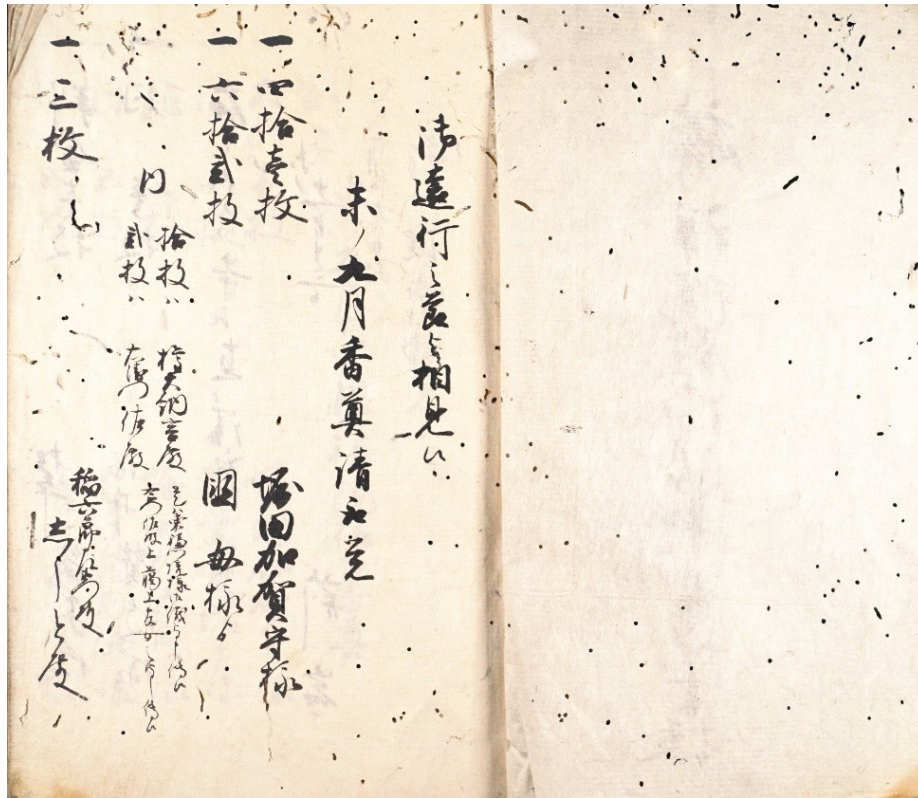


写真 2 - 3 麟祥院殿御法事旧記書拔 (江戸時代) 整理番号: B-259



写真 2 - 4 把住放行帳 明治 13 年 (1880) 整理番号: B-043

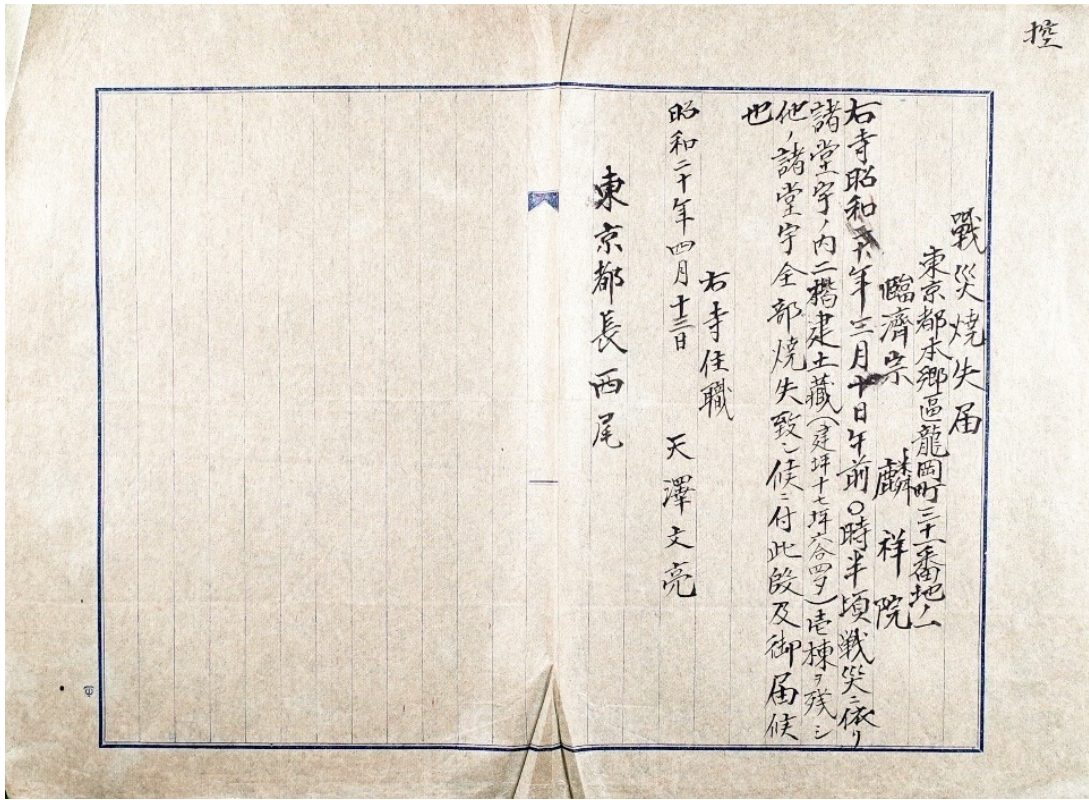


写真 2 - 5 戦災焼失届

昭和 20 年 (1945) 4 月 整理番号 : C-109-31